

秩父別町財務規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 新 | 旧 | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>(公共工事の前金払)</p> <p>第72条の2 (略)</p> <p>2 前項の前払金の算定については、土木建築工事の請負代金にあつては10分の4を超えない範囲内で、委託業務の委託料にあつては10分の3を超えない範囲内とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>(公共工事の中間前金払)</u></p> <p>第72条の3 <u>中間前金払の対象は、前条の規定により前払金の支払を受けた建設工事で、次の各号に掲げる要件をすべて備えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 工期又は実施期間が2分の1を経過していること。</u></p> <p><u>(2) 工程表により工期又は実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業(継続事業にあつては工程表により当該会計年度の前年度末までに実施すべきものとされている作業を除く。以下同じ。)が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額又は出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。</u></p> <p><u>(4) 第117条の規定による部分払により経費の支払を受けていないこと。</u></p> <p>2 <u>町長は、中間前金払については、前条第2項に規定する工事の経費について契約金額又は出来高予定額の10分の2に相当する額の範囲内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前金払の合計額は、契約金額又は出来高予定額の10分の6を超えることができない。</u></p> | <p>(公共工事の前金払)</p> <p>第72条の2 (略)</p> <p>2 前項の前払金の算定については、土木建築工事の請負代金にあつては10分の4を超えない範囲内で、<u>その限度額は3,000万円、委託業務の委託料にあつては10分の3を超えない範囲内で、その限度額は1,500万円とする。ただし、町長が特に必要であると認めるときは、限度額にかかわらず当該算定割合の範囲内において前金払をすることができる。</u></p> <p>3～6 (略)</p> | |

| 新 | 旧 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>3 <u>中間前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出して、会計年度ごとに中間前金払に係る認定請求をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>中間前金払認定請求書</u></p> <p>(2) <u>工事履行報告書</u></p> <p>(3) <u>その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>4 <u>町長は、前項の認定請求を受けたときは、設計担当課がその内容を審査の上、当該認定請求に係る建設工事が本条第1項に掲げる要件に該当すると認めたときは、中間前金払認定調書を当該認定請求をした者に交付するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により中間前金払認定調書の交付を受けた者は、次に掲げる書類を会計年度ごとに町長に提出して、中間前金払を申請することができる。</u></p> <p>(1) <u>保証事業会社の中間前払金保証証書</u></p> <p>(2) <u>保証事業会社の中間前払金保証約款</u></p> <p>(3) <u>中間前金払請求書</u></p> <p>(4) <u>その他町長が必要と認める書類</u></p> <p>6 <u>町長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、当該申請書類の内容を審査の上、中間前払金を支払うものとする。</u></p> <p>7 <u>第5項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該工事等について前条の規定による部分払により経費の支払を請求することができない。ただし、継続事業の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。</u></p> <p>8 <u>中間前払金の支払を受けた者は、前条の規定による公共工事の経費以外に充当してはならない。</u></p> <p>9 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該公共工事の契約が解除されたとき。</u></p> <p>(2) <u>保証事業会社が保証契約を解除したとき。</u></p> <p>10 <u>町長は、中間前払金の支払を受けた者に対して、前項の規定によりその返還を請求した場合において、返還期限までにこれを返還しないときは、遅滞損害金を納付させることができる。</u></p> | | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>11 <u>債務負担行為、継続費又その他複数年度以上にわたる契約において、支払限度額を設ける場合は、第72条の2第2項中「請負代金」及び「委託料」とあるのは、契約書で別途定める「当該会計年度の支払限度額」と、第72条の3中「契約金額」とあるのは、契約書で別途定める「当該会計年度の支払限度額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>12 <u>町長は、前項の契約において、必要があると認めるときは、契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払うことができる。</u></p> | | |

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。